

仕 様 書

1 購入物品 【共通物品6－2】ステープラーほか計2品目 一式

【内訳】

調達 No.	特定 調達 品目	品名	予定数量	単 位
16-1	○	ステープラー	1 5 0	個
16-2		ステープル針	3 1 0	箱

2 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 納入期限 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間の福島県知事が指定する日

4 規格等

別紙1. 仕様一覧参照のこと

5 納入場所（適用機関）

本庁舎・西庁舎・北庁舎・警察本部庁舎・自治会館内の各所属（総務部、危機管理部、企画調整部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、出納局、議会事務局、教育庁、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局）並びに次の各公所

計量検定所、県北地方振興局、県北保健福祉事務所、県北農林事務所、県北建設事務所、県北教育事務所、障がい者総合福祉センター、中央児童相談所、食肉衛生検査所、女性のための相談支援センター、精神保健福祉センター、衛生研究所、県北家畜保健衛生所、教育センター、図書館、美術館、福島高等学校、橘高等学校、福島商業高等学校、福島明成高等学校、福島工業高等学校、福島西高等学校、福島東高等学校、福島南高等学校、視覚支援学校、福島警察署

6 特定調達品目

特定調達品目とは、「うつくしまグリーン購入ガイドライン(物品)」に記載されている、重点的にグリーン購入を推進すべき品目です。

「うつくしまグリーン購入ガイドライン(物品)」の判断基準等については、令和8年2月に改正された環境省の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月3日変更）」と同内容となりますので、ご確認願います。

・環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」のリンク先

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

7 契約の条件等

(1) 単価契約とする。

契約の予定数量を超えて購入する場合、又は、予定数量に満たない場合であっても、

契約期間中は同一単価をもって処理するものとする。

- (2) 単価購入契約物品の発注は、各適用機関が発注書により、品名・規格・数量及び納期等を示して行う。（入札及び契約締結事務は出納局が行うが、契約した物品の発注は出納局を経由しない。）
- (3) 輸送費等納入に要する一切の諸経費は受注者負担とする。

別紙1

仕様一覧

調達 No.	特定 調達 品目	件 名 コード	品 名	規格・品質	想定品 (メーカー・型番等)	予定 数量	単位	備考
16-1	○	670	ステープラー	10号針用 色が選択できること	マックス HD-10FL3K+色(ブルー、ピンク、ラ イトグリーン、ホワイト)	150	個	
16-2		500	ステープル針	10号針 <u>1箱20個入</u>	マックス No.10ー1M マトメ20	310	箱	